

【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」公布に関する上海市人民政府の公告

【発布機関】上海市政府

【発布番号】滬府発[2013]75号

【発布日】2013.09.29

【実施日】2013.09.29

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」公布
に関する上海市人民政府の公告

外商投資法律法規、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」、「外商投資産業指導目録(2011年改正)」に基づき、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」を公布する。

ここに公告する。

上海市人民政府

2013年9月29日

別紙: 中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)

説明

「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」(以下「ネガティブリスト」という)は、外商投資法律法規、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」、「外商投資産業指導目録(2011年改正)」等を根拠として、中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)内における外商投資プロジェクト及び外商投資企業設立に対して採る内国民待遇等と合致しない参入措置をリストアップしたものである。ネガティブリストは「国民経済業種分類及びコード」(2011年版)により分類・作成し、18の業種カテゴリーが含まれる。S 公共管理、社会保障及び社会組織、T 国際組織の2つの業種カテゴリーはネガティブリスト適用対象外とする。

1 / 21

ネガティブリスト外の分野における外商投資プロジェクトは認可制から届出制に変更する(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)。外商投資企業の契約・定款の審査許可を届出管理に変更する。

列挙されている外商投資参入特別管理措置を除き、国及び中国が締結若しくは加盟している国際条約で禁止(制限)を規定されている産業への外商投資を禁止(制限)し、国の安全及び社会の安全に危害を及ぼす外商投資プロジェクトを禁止し、社会の公共利益を毀損する経営活動に従事することを禁止する。

自由貿易試験区内での外資による吸収合併、外国投資者による上場会社への戦略投資、国外投資者が中国国内企業に対して保有する持分での出資は、関連規定の要求に合致しなければならない。国の安全審査、独占禁止審査に関係する場合は、関連規定により取り扱う。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者が自由貿易試験区内で投資する場合、ネガティブリストを参照して実施する。中国大陸と香港特別行政区、マカオ特別行政区の「経済貿易緊密化協定」及び補充協議書、「海峡兩岸経済協力枠組協定」及び後続の「海峡兩岸サービス貿易協定」、中国が調印した自由貿易協定において、自由貿易試験区に適用され、且つ条件に合致する投資者にとって更に優遇的な開放措置がある場合、関連の協議書若しくは協定の規定に従い、実行する。

外商投資法律法規及び自由貿易試験区の発展ニーズに基づき、ネガティブリストを適時調整する。

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
A 農業、林 業、牧畜 業、漁業	A01 農業、A02 林業、A03 牧 畜業、A04 漁 業、A05 農業、 林業、牧畜業、 漁業サービス 業		<p>1.漢方薬材料の栽培、養殖への投資は合弁、合作であること</p> <p>2.農作物新品種の選択育成及び種子の生産を制限(中国側がマジョリティ持株)</p> <p>3.農作物の種子企業への投資は合弁、合作でなければならず、食糧、綿、油作物の種子企業への投資は登録資本が200万米ドルを下回らず、且つ中国側の投資比率は50%を上回らなければならず、その他の農作物の種子企業の登録資本は50万米ドルを下回らないこと</p> <p>4.綿花(種綿)加工への投資を制限</p> <p>5.希少樹種原木加工への投資を制限(合弁、合作に限定)</p> <p>6.中国の稀少・特有な貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)、遺伝子組換え生物の研究開発及び遺伝子組換え農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産への投資を禁止</p> <p>7.中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止</p>
B採鉱業	B06 石炭採掘 及び洗浄・選 鉱業		特殊、稀少な炭類採掘への投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
	B07 石油及び 天然ガス採掘 業		<p>1.炭層ガスの開発及び坑内ガス利用への投資は合弁、合作であること</p> <p>2.石油、天然ガスへの投資は合弁、合作であること</p> <p>3.低浸透油ガス層(田)開発への投資は合弁、合作であること</p> <p>4.原油採掘回収率の向上及び関連の新技術開発への投資は合弁、合作であること</p> <p>5.物理探査、ボーリング、油井検層、油井記録、井内作業等の石油探査開発新技術の開発及び応用への投資は合弁、合作で</p>

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
			あること 6.オイルシェール、オイルサンド、重油、超 重油等の非在来石油資源開発への投資 は合弁、合作であること 7.シェールガス、海底天然ガス水和物等の 非在来型天然ガス資源の開発は合弁、合 作であること
	B08鉄金属 鋳 物の採掘・選 鋳業		黄鉄鉱の採掘、選鋳、及びカムセル鉄鋳 石の採掘への投資を制限
	B09非鉄金属 鋳物の採掘・ 選鋳業		1.カムセル石の採掘、リチウム鋳の採掘、 選鋳、及び貴金属(金、銀、プラチナ族)の 採掘への投資を制限 2.タングステン、モリブデン、錫、アンチモン の採掘とレアアース、放射性鋳産物の採 掘、選鋳への投資を禁止
	B10非金属 鋳 物の採掘・選 鋳業		1.重晶石の採掘への投資を制限(合弁、合 作に限定) 2.ダイヤモンド、高アルミナ耐火粘土、珪灰 石、グラフライド等の重要な非金属鋳物の 採掘、磷鋳の採掘、選鋳、塩湖の塩分含 有水資源の精製、及びセレストタイトの採掘 への投資を制限 3.海洋マンガン団塊、海砂の採掘(中国側 がマジョリティ持株)への投資を制限 4.蛍石の採掘への投資を禁止
	B11採掘補助 活動		カムセル鉄鋳石加工への投資を制限
C製造業	C13農副産物 食品加工業	C131穀物磨製	白米、小麦粉加工への投資を制限
		C133植物油加 工、C136水産 物加工	1.大豆油、菜種油、ピーナッツ油、綿実油、 ツバキ油、ひまわり油、シュロ油等の食用 油脂加工への投資を制限(中国側がマジョ リティ持株) 2.バイオ液体燃料(燃料アルコール、バイ オディーゼル)生産への投資を制限(中国 側がマジョリティ持株)
		C139その他の 農副産物食品 加工	とうもろこしの付加価値加工への投資を制 限

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
C製造業	C15 酒、飲料 及び精製茶製 造業	C151酒の製造	醸造酒、有名で良質な蒸留酒生産への投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
		C153精製茶加工	中国の伝統技術である緑茶及び特種茶の加工(銘茶、黒茶等)への投資を禁止
	C16 たばこ製 品業	C161葉たばこの再乾燥	葉たばこのスレッシング・再乾燥の加工生産への投資を制限
		C169その他のたばこ製品の製造	二酢酸セルロース及び繊維束の加工への投資は合弁、合作であること
	C22 製紙及び 紙製品業	C221パルプ製造、C222製紙	国外木材資源を主に利用する1生産ラインの年産30万トン及びこれ以上の規模の化学パルプ及び1生産ラインの年産10万トン及びこれ以上の規模の化学機械パルプ並びに同時建設の高級紙及びボール紙の生産への投資は合弁、合作であること
			C231印刷
	C23 印刷及び 記録メディアの 複製業	C233 記録メディアの複製	読取専用ディスク複製への投資は合弁、合作でなければならず、且つ中国側がマジョリティ持株であるか又は主導的地位を占めること
		C24 文化 教育、工芸美術、 スポーツ及び 娯楽用品製造 業	C243工芸美術 品製造
	C25 石 油 加 工、コークス製 造及び核燃料 加工業	C251精錬石油 製品製造	1000万トン/年以下の常圧・減圧製油、150万トン/年以下の触媒・分解、100万トン/年以下の連続改質(芳香族炭化水素の抽出を含む)、150万トン/年以下の水素添加分解生産への投資を制限
		C253核燃料加工	放射性鉱産物の製錬及び加工への投資を禁止
	C26 化学原料 及び化学製品 製造業	C261基礎化学 原料製造	アセチレン法ポリ塩化ビニール及び一定規模以下のエチレン及び後加工製品、純炭酸ソーダ、カセイソーダ、硫酸、硝酸、炭酸カリウム、無機塩生産への投資を制限
		C264塗料、インク、顔料及び	ベンジン、顔料、塗料生産への投資を制限

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
		類似する製品 の製造	
		C265合成材料 製造	ブタジエンゴム(高シスブタジエンゴムを除く)、乳化重合スチレン・ブタジエンゴム、溶液重合スチレン・ブタジエンゴム生産への投資を制限
		C266専用化学 製品製造	麻薬の製造が容易な化学製品の生産(エルフェドリン、3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン、フェニル酢酸、1-フェニル-2-プロパノン、ピペロナル、サフロール、イソサフロール、無水酢酸)、フッ化水素等の低クラスのクロロフルオロカーボン又はクロロフルオロ化合物の生産、感光材料の生産への投資を制限
		C267火薬、火 工及び花火製 品製造	武器、弾薬製造への投資を禁止
C製造業	C27 医薬製造 業	C271化学薬品 原料薬製造	麻酔薬品及び一類精神薬品原料薬生産への投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
		C272化学薬品 製剤製造	クロロマイセチン、ペニシリンG、リンコマイシン、ゲンタマイシン、ジヒドロストレプトマイシン、アミカシン、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、メデマイシン、ロイコマイシン、シプロフロキサシン、ノルフロキサシン、オフロキサシン、アナルギン、アセトアミノフェン、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ビタミンE、マルチビタミン製剤及び経口カルシウム剤生産への投資を制限
		C273漢方煎じ 薬加工、C274 漢方製剤生産	1.「野生薬剤資源保護条例」及び「中国希少、絶滅危機保護植物リスト」に列記される漢方薬材料の加工への投資を禁止 2.漢方煎じ薬の蒸し、炒め、灸、焼成等の調製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止
		C276生物薬品 製造	血液製剤の生産、国の免疫計画に含まれるワクチン品種生産への投資を制限
	C28 化学繊維 製造業	C282合成繊維 製造	従来型のポリエステルチップを使った化繊紡糸生産、ビスコース繊維の生産への投資を制限

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
C製造業	C32 非鉄金属 の製錬及び圧 延加工業	C321常用非鉄 金属の製錬	電解アルミウム、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金 属製錬への投資を制限
		C323稀少レア アース金属の 製錬	1.ダングステン、モリブデン、錫(錫化合物 を除く)、アンチモン(酸化アンチモン及び 硫化アンチモンを含む)等の希少金属の製 錬への投資を制限 2.レアアースの製錬、分離への投資を制限 (合併、合作に限定)
	C34 汎用設備 製造業	C343物資搬送 設備製造	1.400トン及びこれ以上のホイール式、キ ャタピラ式クレーンの製造は合併、合作で あること 2.400トン以下のホイール式、キャタピラ式 クレーンの製造への投資を制限(合併、合 作に限定)
		C345ベアリン グ、歯車及び 伝動部品製造	各種の一般レベル(P0)ベアリング及び部 品(鋼球、固定具)、半製品の製造への投 資を制限
	C35 専用設備 製造業	C351採鉱、冶 金、建築専用 設備製造	1.深海(3000メートル以上)海洋工事装置 の設計への投資は合併、合作であること 2.海洋工事装置(モジュールを含む)製造 への投資は中国側がマジョリティ持株であ ること 3.320馬力及びこれ以下のブルドーザー、 30トン級及びこれ以下の液圧掘削機、6ト ン級及びこれ以下のホイール式ローダ、 220馬力及びこれ以下のグレーダー、地な らしローラー、フォークリフト、135トン級及 びこれ以下の電気駆動式オフロードダンプ カー、60トン級及びこれ以下の油圧・機械 駆動式オフロードダンプカー、アスファル ト・コンクリートバッチャープラント及びフィ ニッシャー設備並びに高所作業機械、造 園機械及び機具、商品コンクリート機械 (ポンプ、ミキサー車、ミキシングプラント、 ポンプ車)の製造への投資を制限
			C352 化学工 業、木材、非金 属加工専用設 備製造

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
		C355 紡績、ア パレル及び皮 革加工専用設 備製造	一般的なポリエステル繊維、短繊維設備 製造への投資を制限
		C359 環 境 保 護、社会公共 サービス及び その他の専用 設備製造	航空交通管制システム設備の製造への投 資は合弁、合作であること
	C36 自動車製 造業	C361自動車完 成車製造、 C362自動車改 装車製造、 C363低速貨物 積載自動車製 造、C364電車 製造、C365自 動車車体、トレ ーラー製造	自動車完成車、専用車、農用輸送車の中 外合弁生産企業における中国側の株式比 率は50%を下回らないこと。上場の自動車 完成車、専用車、農用輸送車の株式会社 が法人株を売却する場合、中国側法人の いずれか1社が相対的に株式を支配し且 つ外国資本法人株の和を上回ること、同 一の外国投資家は国内において同類の完 成車(乗用車類、商用車類を含む)を製造 する合弁企業を2社以下(2社を含む)設立 できること、もし中国側の合弁パートナーと 共同で、国内のその他の自動車生産企業 を合併する場合、2社に限定しないこと
		C366自動車部 品及び関連製 品製造	1.自動車電子装置の製造及び研究開発へ の投資：自動車電子バスネットワーク技 術、電気式パワーステアリング電子制御器 への投資は合弁でなければならず、埋込 式電子集積システムは合弁、合作であるこ と 2.新エネルギー自動車エネルギーパワー バッテリー(エネルギー密度密度 ≥110Wh/kg、サイクル寿命≥2000回)への 投資は外国資本比率が50%を超えないこ と

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
	C37 鉄道、船 舶、航空、宇 宙飛行とその 他の輸送設備 製造業	C371 鉄道輸送 設備製造、 C372 都市軌 道交通輸送設 備製造	軌道交通輸送設備製造への投資は合弁、 合作であること: 高速鉄道、鉄道旅客運輸 専用路線、都市間鉄道、幹線鉄道及び都 市軌道交通輸送設備の車輛全体及び重 要部品(牽引伝動システム、制御システ ム、制動システム)の研究開発、設計と製 造、高速鉄道、鉄道旅客運輸専用路線、 都市間鉄道及び都市軌道交通乗客サー ビス施設と設備の研究開発、設計と製造、情 報化構築における関連情報システムの設 計と研究開発、高速鉄道、鉄道旅客運輸 専用路線、都市間鉄道の軌道及び橋梁設 備の研究開発、設計及び製造、軌道交通 運輸通信信号システムの研究開発、設計 と製造、電化鉄道設備及び器材の製造、 鉄道騒音及び振動の制御技術と研究開 発、鉄道客車両汚染物質排出設備の製 造、鉄道輸送安全モニター設備の製造
C製造業		C373 船舶及び 関連装置の製 造	1. 豪華客船の設計、船舶用低速、中速ディー ゼルエンジン及びその部品の設計、遊 覧船の設計と製造への投資は合弁、合作 であること 2. 船舶用低速、中速ディーゼルエンジン及 びクランクシャフト製造への投資は中国側 がマジョリティ持株であること 3. 船舶船室機械の設計及び製造への投資 は中国側が相対的に持分を支配すること 4. 船舶(ブロックを含む)の設計と製造への 投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
	C37 鉄路、船 舶、航空・宇宙 飛行及びその 他の輸送設備 製造業	C374 航空、宇 宙飛行器及び 設備製造	1. 民間用航空機の設計と製造への投資は 合弁、合作であること 2. 航空エンジン及び部品、航空補助動力 システム、民間用航空機搭載設備の設 計、製造への投資は合弁、合作であるこ と 3. 3トン級未満の民間用ヘリコプターの設 計と製造への投資は合弁、合作であるこ と、3トン級以上の民間用ヘリコプターの設 計と製造への投資は中国側がマジョリティ 持株であること

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
			<p>4.民間用幹線、支線飛行機の設計と製造への投資は中国側がマジョリティ持株であること</p> <p>5.水陸両用飛行艇製造への投資は中国側がマジョリティ持株であること</p> <p>6.無人機、軽航空機の設計と製造への投資は中国側がマジョリティ持株であること</p>
		C375オートバイ製造	<p>1.中外合弁オートバイ生産企業における中国側の株式保有比率は50%を下回らないこと、上場のオートバイ株式会社が法人株を売却する場合、中国側法人のいずれか1社が相対的に株式を支配し、且つ外国資本法人株の和を上回ること、同一の外国投資家は中国国内においてオートバイ完成車を製造する合弁企業を2社以下(2社を含む)を設立することができること、中国側合弁パートナーと共同で国内におけるその他のオートバイ生産企業を合併する場合、2社に限定されないこと</p> <p>2.排気量の大きい(排気量>250ml)オートバイ重要部品の製造への投資について、オートバイ電気制御燃油噴射技術への投資は合弁、合作であること</p>
C製造業	C38 電気機械及び器材製造業	C381電気機械製造	<p>1.100万キロワット超超臨界火力発電ユニット用重要補機設備製造への投資は合弁、合作であること:安全バルブ、調整バルブ</p> <p>2.送電・変電設備製造への投資は合弁、合作であること:アモルファス合金変圧器、500キロボルト以上の高圧スイッチ用操作構造、消弧装置、大型円板形碍子(1000キロボルト、50キロアンペア以上)、500キロボルト及びこれ以上の変圧器用電線引出装置、ブッシング(交流は500、750、1000キロボルト、直流は全規格)、圧力調整スイッチ(交流500、750、1000キロボルトの負荷時、無負荷時圧力調整スイッチ)、直流送電用乾式平滑リアクトル、±800キロボルトの直流送電用コンバータバルブ(水冷設備、直流電場設備)、EUのRoHS指</p>

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
			令に合致する電気器具コンタクタ材料及びPb、Cdのない溶接材料 3. 規定の効率が350MW及びこれ以上の大型揚水蓄エネルギーユニットの製造への投資は合弁、合作であること: ポンプ水車及び速度調整器、大型変速可逆式ポンプ水車ユニット、発電電動機及び励磁、始動装置等の附属設備
		C384電池製造	開口式(即ち、酸性霧直接排出式)鉛酸電池、水銀を含むボタン型酸化銀電池、水銀を含むボタン型亜鉛マンガン電池、ペースト式亜鉛マンガン電池、ニッケルカドミウム電池の製造への投資を禁止
	C39コンピューター、通信とその他の電子設備製造業	C392 通 信 設 備 製 造	民間用衛星の設計と製造、民間用衛星ペイロードの製造への投資は中国側がマジョリティ持株であること
		C393 ラジオ・テレビ設備製造	衛星テレビ・ラジオ地上受信設備及び重要部品生産への投資を制限
	C43 金 属 製 品、機 械 及 び 設 備 の 修 理 業	C433専用設備の修理	1. 民間用・汎用航空機の補修、航空エンジン及び部品の補修、航空補助動力システムの補修への投資は合弁、合作であること 2. 民間用幹線、支線の航空機補修への投資は中国側がマジョリティ持株であること 3. 海洋工事装置(モジュールを含む)の修理への投資は中国側がマジョリティ持株であること 4. 船舶(ブロックを含む)の修理への投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
D 電 力、熱 エ ネ ル ギ ー、燃 焼 ガ ス 及 び 水 生 産・供 給 業	D44電力、熱エネルギーの生産・供給業		1. 原子力発電所の建設、運営への投資は中国側がマジョリティ持株であること 2. 小規模電力網の範囲内における単機出力30万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮火力発電所、単機出力10万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮・抽出両用ユニットコジェネレーション発電所の建設、運営への投資を制限

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
			3.電力網の建設、運営への投資を制限し (中国側がマジョリティ持株)、都市人口が 50万人以上の都市熱エネルギー網の建 設、運営への投資を制限(中国側がマジョ リティ持株) 4.小規模電力網を除く、単機出力30万キ ロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮火力発 電所、単機出力10万キロワット以下の石 炭燃焼蒸気凝縮、抽出両用コジェネレーシ ョン発電所の建設、運営への投資を禁止
	D45 燃焼ガス 生産・供給業、 D46水の生産・ 供給業		都市人口が50万人以上の都市ガス網、上 下水道網の建設、運営への投資を制限 (中国側がマジョリティ持株)
E建築業	E48土木工事 建築業	E481鉄道、道 路、トンネル及 び橋梁工事建 築	1.支線鉄道、地方鉄道及びその橋梁、トン ネル、連絡船及びステーション施設の建 設、運営への投資は合弁、合作であること 2.鉄道幹線道路網の建設、運営への投資 は中国側がマジョリティ持株であること 3.高速鉄道、鉄道旅客輸送専用路線、都 市間鉄道インフラ総合メンテナンスへの投 資は中国側がマジョリティ持株であること 4.都市地下鉄、軽量軌道等の軌道交通の 建設、運営への投資は中国側がマジョリテ ィ持株であること
F卸売及び 小売業	F51卸売業	F511農業、林 業、牧畜製品 の卸売	食糧の買付、食糧、綿花の卸売、配送へ の投資を制限
		F512食品、飲 料及びたばこ 製品の卸売	1.植物油、砂糖、たばこの卸売、配送への 投資を制限 2.塩の卸売への投資を禁止
		F514文化、ス ポーツ用品と 器材卸売	香港、マカオのサービス提供者は独資・ 合弁・合作の形で音響映像製品(映画派 生製品を含む)の販売が可能、その他の 国又は地域の投資者による音響映像製 品(映画を除く)の販売への投資を制限 (合作に限定)
		F516鉱製品、 建材と化学工 業製品卸売	原油、化学肥料、農薬、農業用フィル ム、製品油(保税油を含む)の卸売、配 送への投資を制限

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置		
F卸売及び 小売業		F518貿易ブ ローカーと代理	文化財競売への投資を禁止		
		F52小売業	F521 総 合 小 売	綿花、原油、農薬、農業用フィルム、化学肥料の小売、配送への投資を制限(30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランド商品を販売するチェーン店は中国側がマジョリティ持株)	
	F522食品、飲 料とたばこ製 品専門の小売		食糧、植物油、砂糖、たばこの小売、配送への投資を制限(30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類及びブランド商品を販売するチェーン店は中国側がマジョリティ持株)		
	F524文化、ス ポーツ用品と 器材専門の小 売		1.同一の香港、マカオのサービス提供者による図書、新聞、定期刊行物のチェーン経営への投資比率は65%を超えないこと、その他の国又は地域の投資者による図書、新聞、定期刊行物のチェーン経営への投資は、チェーン店が30店舗を超えた場合、マジョリティ持株を禁止 2.香港、マカオのサービス提供者は独资・合併・合作の形で音響映像製品(映画派生製品を含む)の販売を提供可能、その他の国又は地域の投資者による音響映像製品(映画を除く)の販売への投資を制限(合作に限定) 3.文化財商店への投資を禁止		
	F526自動車、 オートバイ、燃 料と部品専門 の小売		ガソリンスタンドの建設、運営への投資を制限(同一の外国投資者が30を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから仕入れた異なる種類とブランドの製品油を販売するチェーンガソリンスタンドは中国側がマジョリティ持株)		
	F529露店、無 店舗とその他 の小売業		直接販売、通信販売、ネット販売への投資を制限		
	G 交 通 運 輸、倉庫保 管と郵政業		G53 鉄 道 運 輸 業	G531 鉄 道 旅 客 運 輸	鉄道旅客運輸会社への投資を制限(中国側がマジョリティ持株)
				G532 鉄 道 貨	鉄道貨物運輸会社への投資を制限(合

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
	G54道路運輸 業	物運輸	弁、合作に限定)
		G542 道路 旅 客運輸	道路旅客運輸会社への投資を制限し (合弁に限定)、外資比率は49%を超え ないこと、主要投資者のうち、少なくとも 一方は中国国内において5年以上の道 路旅客運輸業務に携わっている企業で あること
		G543 道 路 貨 物運輸	出入国自動車運輸会社への投資を制限
	G55水上運輸 業	G551 水 上 旅 客運輸、G552 水上貨物運輸	水上運輸会社への投資を制限し(中国側 がマジョリティ持株)、定期、不定期の国 際海上運輸業務への投資は中国側がマ ジョリティ持株であること
		G553 水 上 運 輸補助活動	1.国際海運貨物積卸、国際海運コンテナ 所とヤード業務への投資は合弁、合作に 限定 2.船舶代理への投資を制限(中国側がマ ジョリティ持株) 3.外国船の積荷検数への投資を制限(合 弁、合作に限定)
	G56航空運輸 業	G561 航 空 乗 客・貨物運輸	航空運輸会社への投資は中国側がマ ジョリティ持株であること、経営年数は30年を 超えないこと、公共航空運輸企業へ投資 する場合、1社の外国投資家(その関連企 業を含む)の投資比率は25%を超えては ならず、法定代表者は中国籍公民である こと
		G562 汎 用 航 空サービス	1.農、林、漁業の汎用航空会社への投資 は合弁、合作であること 2.公務飛行、空中遊覧に従事し、工業に サービスを提供する汎用航空企業への 投資は中国側がマジョリティ持株であるこ と 3.撮影、鉱物探査、工業等の汎用航空会 社への投資を制限(中国側がマジョリティ 持株) 4.汎用航空企業の経営年数は30年を超 えてはならず、法定代表者は中国籍公 民であること

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
G 交通運 輸、倉庫保 管と郵政業		G563 航空運 輸補助活動	<p>1. 香港、マカオのサービス提供者を除き、その他の国又は地域の投資者が航空運輸補助サービスへ投資する場合、外資比率の要求に合致し、経営年数は30年を超えないこと</p> <p>2. 航空機補修(国際補修市場業務の請負義務がある)及び航空油プロジェクトへの投資は中国側がマジョリティ持株であること</p> <p>3. 香港、マカオのサービス提供者による民用航空コンピューター座席予約システムへの投資は大陸企業がマジョリティ持株であること、その他の国又は地域の投資者による民用航空コンピューター座席予約システムへの投資を禁止</p> <p>4. 民間用空港の建設、経営への投資は中国側が相対的に持分を支配</p> <p>5. 香港、マカオのサービス提供者は航空運輸販売代理企業を独資の形で設立可能、その他の国又は地域の投資者による航空運輸販売代理企業への投資は合併、合作であること</p> <p>6. 航空交通管制会社への投資を禁止</p>
	G59 倉庫保管業	G591 穀物、綿花等の農産物の倉庫保管	備蓄食糧の経営管理と軍隊用食糧供給任務を請負う食糧企業は、国有独資又は国有マジョリティ持株であること
	G60 郵便業	G601 郵便基本サービス、 G602 速達サービス	信書の国内速達便業務運営への投資、郵便会社への投資を禁止
I 情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	I63 電気通信、ラジオ・テレビ・衛星放送サービス	I631 電気通信、I632 ラジオ・テレビ放送サービス、 I633 衛星放送サービス	<p>1. 電気通信、ラジオ・テレビと衛星放送サービスへの投資を制限</p> <p>2. 各級ラジオキー局(ローカル局)、テレビキー局(ローカル局)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波回線、観測台、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資を禁止</p>

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
	164インターネットと関連サービス	1641 インターネット・アクセスと関連サービス、1642インターネット情報サービス、1649その他のインターネットサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. ネット商店を除き、その他の情報サービス業務に投資する外資比率は50%を超えないこと 2. 国内インターネットバーチャル専用ネット業務に投資する外資比率は50%を超えないこと 3. ニュースサイト、ネットワーク視聴番組サービス、インターネット利用サービス営業拠点、インターネット文化経営(音楽を除く)への投資を禁止 4. 直接的または間接的にネットゲーム運営サービスに携わることを禁止
	165ソフトウェアと情報技術サービス業	1654データ処理とストレージサービス、1659その他の情報技術サービス業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営類 E コマースに投資する外資比率は55%を超えてはならず、その他のオンライン・データ処理と取引処理業務に投資する外資比率は50%を超えないこと 2. インターネット・データ・センター業務運営への投資を禁止
J金融業	J66 貨幣金融サービス J67 資本市場サービス J68 保険業 J69 その他の金融業	J661 中央銀行サービス、 J662 貨幣銀行サービス、 J663 非貨幣銀行サービス、 J664 銀行監督管理サービス、 J671 証券市場サービス、 J672 先物市場サービス、 J673 証券先物監督管理サービス、 J674 資本投資サービス、 J679その他の資本市場サービス、 J681 生命保険、 J682	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行、財務会社、信託会社、マネーブローカー会社への投資を制限 2. 保険会社(グループ会社を含む、生命保険会社は外資比率が50%を超えてはならない)、保険仲介機関(保険ブローカー、代理、鑑定会社を含む)、保険資産管理会社への投資を制限 3. 証券会社(外資持株比率が49%を超えない、設立初期の業務範囲は株式(人民元普通株、外資株を含む)と債券(政府債券、公司债券)の引受と上場支援、外資株のブローカー、債券(政府債券、公司债券を含む)のブローカーと自己運用に限定し、2年間以上継続運営して関連条件を備える場合、業務範囲の拡大を申請できる)、証券投資ファンド管理会社(外資持株比率が49%を超えない)、証券投資コンサルティング機関(香港・マカオの証券会社に限定、持株比率が49%を超えない)、先物会社(香港・マカオのサービス提供者に限定、持株

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
		財 産 保 険、 J683 再 保 険、J684養老 年 金、J685 保 険 ブ ロ ー カ ー と 代 理 サ ー ビ ス、J686 保 険 監 督 管 理 サ ー ビ ス、J689 そ の 他 の 保 険 活 動、J691 金 融 信 託 と 管 理 サ ー ビ ス、 J692 持 株 会 社 サ ー ビ ス、 J693 非 金 融 機 関 支 払 い サ ー ビ ス、J694 金 融 情 報 サ ー ビ ス、J699 そ の 他 の 明 記 さ れ て い な い 金 融 業	比率が49%を超えない)への投資を制 限 4、小額貸付会社、融資性担保会社への 投資は関連規定に合致すること 5、ファイナンス・リース会社に投資する 外国投資者の資産総額は500万米ドル を下回ってはならず、会社の登録資本は 1000万米ドルを下回ってはならず、高級 管理職は関連の専門資格及び3年以上 の従業経験を有すること
K不動産業	K70不動産業	K701 不 動 産 開 発 運 営	1. 土地の総合開発への投資を制限(合 弁、合作に限定) 2、高級ホテル、高級オフィスビル、国際 コンベンションセンター及び大型農産物 卸売市場の建設、運営への投資を制限 3、別荘の建設、運営への投資を禁止
		K703 不 動 産 仲 介 サ ー ビ ス	不動産二級市場取引及び不動産仲介又 はブローカー会社への投資を制限
L リースと ビジネスサ ービス業	L71リース業	L712文化と日 用品リース	1.同じ香港、マカオのサービス提供者に よる図書、新聞、定期刊行物のレンタル チェーン店への投資比率が65%を超え ないこと、その他の国・地域の投資者に よる図書、新聞、定期刊行物のレンタル チェーン店投資は、チェーン店が30店舗 を超えた場合、マジョリティ持株を禁止 2.香港、マカオのサービス提供者は独 資、合弁、合作の形で音響映像製品(映

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
	L72 ビジネス サービス業		画派生製品を含む)のレンタルサービスを提供可能、その他の国・地域の投資者による音響映像製品(映画を除く)のレンタルへの投資を制限(合作に限定)
		L721 企業管 理サービス	投資性会社の投資設立は、(一)1、外国投資者の申請前の1年間に、当該投資者の資産総額は4億米ドルを下回らず、且つ中国国内に投資会社を既に設立し、その払い込み登録資本が1000 万米ドルを超え、又は2、外国投資者は中国国内に10社以上の投資会社を設立し、その払い込み登録資本が3000万米ドルを超えること、(二)投資性会社の登録資本は3000万米ドルを下回らないこと、(三)外国投資者は外国の会社、企業又は経済組織であること、もし2社以上の外国投資者がある場合、そのうち最低でもマジョリティ持株を有する1名の外国投資者が(一)の条件を満たすこと
		L722法律サー ビス	1.法律コンサルティングへの投資を制限 2.外国法律事務所は代表処の形でしか法律サービスを提供できないこと
		L723コンサル ティングと調 査	1.会計士事務所への投資は、パートナー形式であること 2.マーケット調査への投資を制限(合併、合作に限定) 3.社会調査への投資を禁止
		L726 人的資 源サービス	1.香港、マカオのサービス提供者による独資系人材仲介機関の設立は可能、その他の国・地域の投資者は中外合弁人材仲介機関しか設立できず、投資比率は70%を超えないこと 2.人材仲介機関の最低登録資本は12.5万米ドル、外国出資者は人材仲介サービス業に3年以上の経験を有する外国会社、企業及びその他の経済組織であること
		L727 旅行会	海外観光業務に携わる旅行会社への投

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
		社及び関連サ ービス	資は合弁に限定(台湾行きの観光業務 を禁止)
		L728 安 全 保 護サービス	外国出資者による武装護送サービスを 提供する警備会社への投資は、外資比 率が49%を超えないこと
		L729その他の ビジネスサー ビス業	格付けサービス会社への投資を制限
M科学研究 と技術サー ビス業	M73 研究と試 験発展	M731 自 然 科 学 研 究 と 試 験 発 展	人体幹細胞技術の開発と応用への投資 を禁止
		M734 医 学 研 究 と 試 験 発 展	遺伝子診断と治療技術の開発と応用へ の投資を禁止
	M74 専門技術 サービス業	M744 測 量 製 図 サービス	1.測量製図会社への投資を制限(中国 側がマジョリティ持株) 2.測地測量、海洋測量製図、測量製図 用航空撮影、行政区域境界測量製図、 地形図と一般地図の作成、ナビゲーシ ョン電子地図作成への投資を禁止
		M745 品 質 検 査 技 術 サ ー ビ ス	1.輸出入商品認証会社への投資を制限 2.認証機関に投資する外国投資者は所 在国又は地域の認証機関の認証を取 得し、且つ3年以上の認証活動経験を 有すること
	M74 専門技術 サービス業	M747 地 質 探 査	1.炭層ガスの探査、石油と天然ガスの リスク探査、オイルシェール、オイル サンド、重油、超重油等の非在来型石 油資源の探査、シェールガス、海底天 然ガス水和物等非在来型天然ガス資 源探査への投資は合弁、合作に限定 2.貴金属(金、銀、プラチナ族)とダイ ヤモンド、高アルミナ耐火粘土、珪灰 石、グラファイト等の重要非金属鉱物 の探査への投資を制限 3.重晶石探査への投資を制限(合資、 合作に限定) 4.特殊、稀少な炭類の探査への投資を 制限(中国側がマジョリティ持株) 5.タングステン、モリブデン、錫、アン チモン、蛍石、レアアースと放射性鉱 産物の

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置
			探査への投資を禁止
		M749 その 他 の専門技術サ ービス業	撮影サービス(空中撮影等の特殊撮影 サービスを含む)への投資を制限(合併 に限定)
N水利、環 境と公共施 設管理業	N76水利管理 業	N762 水 資 源 管理、N763天 然水収集と分 配	総合水利ハブの建設、経営への投資は 中国側がマジョリティ持株
	N77生態保護 と環境整備業	N771 生 態 保 護	1.自然保護区と国際重要湿地の建設、 経営への投資を禁止 2.国により保護され、中国が原産地とな る野生動植物資源開発への投資を禁止
P教育	P82教育	P821 予 備 校、 P822 初 等 教 育、P823中等 教育、P824高 等教育、P825 特 殊 教 育、 P829 技 能 訓 練、教育補助 とその他の教 育	1.営利性教育訓練機関、職業技能訓練 機関への投資は合作に限定 2.非営利性予備校、中等職業教育、普 通高等学校教育、高等教育等教育機 関、及び非営利性教育訓練機関、職業 技能訓練機関への投資は合作に限定 し、その分支機構の設立を禁止 3.義務教育、及び軍事、警察、政治、宗 教と党学校等特殊領域教育機関への投 資を禁止営利性予備校教育、中等職業 教育、普通高等学校教育、高等教育等 教育機関への投資を禁止
Q衛生と社 会事業	Q83衛生	Q831 病 院、 Q832コミュニ ティー医療と 衛生院、Q833 診療部(所)、 Q835 母 子 保 健 院 (所、 処)、Q839そ の他の衛生活 動	医療機関への投資総額は2,000万人民 元を下回らないこと、その分支機構の設 立を禁止、経営期間は20年を超えない こと

カテゴリー (コード及び 名称)	カテゴリー1(コ ード及び名称)	カテゴリー2(コ ード及び名称)	特別管理措置	
R文化、ス ポーツ及び 娯楽業	R85ニュースと 出版業	R851ニュース 業、R852出版 業	1.ニュース機関への投資を禁止 2.書籍、新聞、定期刊行物の出版業務 への投資を禁止 3.音響映像製品、電子出版物の出版、 制作業務への投資を禁止	
	R86ラジオ、テ レビ、映画と 映像録音制作 業	R861ラジオ、 R862テレビ、 R863映画と映 像番組制作、 R864映画と映 像番組配給、 R865映画の 上映、R866録 音制作	1.映画館の建設、経営への投資を制限 (中国側がマジョリティ持株) 2.ラジオ、テレビ番組及び映画の制作業 務への投資を制限(合作に限定) 3.ラジオ、テレビ番組の制作経営会社、 映画制作会社、配給会社、興業会社へ の投資を禁止	
	R87文化芸術 業	R871文化芸術 創作と演出、 R872芸術演 出館、R873 図書館と資料 館、R874文化 財及び無形文 化遺産保護、 R875博物館、 R876烈士靈 園、記念館、 R877民衆文 化活動、R879 その他の文化 芸術業	文化芸術業への投資は関連規定を満た すこと	
	R88スポーツ	R882体育館	ゴルフ場の建設、経営への投資を禁止	
	R89娯楽業	R891室内娯 楽活動	R891室内娯 楽活動	インターネットオンラインサービス営業場 所(ネットカフェ関連)への投資を禁止
		R892遊園地	R892遊園地	大型テーマパークの建設、経営への投 資を制限
		R893宝くじ類	R893宝くじ類	賭博業(賭博性の競馬場を含む)への投 資を禁止
R899その他 の娯楽業		R899その他 の娯楽業	風俗業への投資を禁止	